

附属機関等の概要
(1面)

1 名 称	高鍋保健所運営協議会	
2 区 分	☒ 附属機関(地方自治法第138条の4第3項に基づくもの) ☐ 私的諮問機関(有識者等の意見を県政に反映するための懇話会等)	
3 設 置 根 拠	地域保健法第11条(保健所運営協議会条例)	
4 設 置 目 的	保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させることを目的として設置	
5 担 任 事 務 (協 議 事 項)	①保健所の所管区域内の地域保健に関する事項 ②保健所の運営に関すること。	
6 会議の開催状況 (令和6年度)	① 開催期日 令和6年12月11日 ② 主な審議事項 (1)保健医療福祉調整本部の概要について (2)健康みやざき行動計画21(第3次)について (3)飼い主のいない猫対策について	
7 会議の公開 (傍 聴)	公開(傍聴)の状況	☒ 公開(傍聴可) ☐ 非公開(傍聴不可) 非公開の理由 ☐ 未定
	議事録又は議事概要等の公表	☒ 有り 閲覧場所: 高鍋保健所 県庁ホームページへの掲載: ☒ 有り ☐ 無し ☐ 無し ☐ 未定
8 所管課(室)名	福祉保健部 福祉保健課 企画調整担当 電 話: 内線 8175 (直通)0985-26-7074	

9 構成員の名簿

9 構成員の名簿

[illegible]